



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 8 月28日 (木曜日) 第 2620 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境管理課) 1

### 告 示

○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 10

○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (国保・援護課) 13

○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… ( " ) 13

○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の休止…………… ( " ) 14

○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… ( " ) 14

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 14

○指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( " ) 15

○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 15

○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( " ) 15

○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (長寿介護課) 16

○指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… ( " ) 16

○指定自立支援医療機関 (更生医療) の所在地の変更…………… (障害福祉課) 16

○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 16

○土砂災害警戒区域の指定…………… ( " ) 17

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( " ) 18

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (4 件) (建築住宅課) 19

### 公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 20

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見 (2 件) …………… (商工政策課) 20

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2 件) …………… ( " ) 20

○落札者等の公告…………… 21

### 病院局公告

○落札者等の公告…………… 21

### 内水面漁場管理委員会指示

○漁業法に基づく指示…………… 21

## 規 則

宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第41号

#### 宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県環境影響評価条例施行規則 (平成12年宮崎県規則第 125号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章 [略]	第 1 章 [略]
第 2 章 環境影響評価に関する手続	第 2 章 環境影響評価に関する手続
第 1 節・第 2 節 [略]	第 1 節・第 2 節 [略]
第 3 節 評価書の作成等 (第35条— <u>第39条</u> )	第 3 節 評価書の作成等 (第35条— <u>第39条の 2</u> )
第 4 節 [略]	第 4 節 [略]
第 3 章～第 8 章 [略]	第 3 章～第 8 章 [略]
附則	附則
(方法書の送付)	(方法書等の送付)
第 6 条 条例第 6 条の規定による方法書の送付は、環境影響評価方法書送付書 (別記様式第 1 号) により行うものとする。	第 6 条 条例第 6 条の規定による方法書等の送付は、環境影響評価方法書等送付書 (別記様式第 1 号) により行うものとする。
2 前項の場合において、方法書の送付部数は、知事に対するものにあつては25部、前条に規定する地域を管轄する市町村 (以下「管轄市町村」という。) の長に対するものにあつては管轄市町村	2 前項の場合において、方法書等の送付部数は、知事に対するものにあつては25部、前条に規定する地域を管轄する市町村 (以下「管轄市町村」という。) の長に対するものにあつては管轄市町

の長ごとに5部とする。ただし、知事又は管轄市町村の長は必要と認めるときは、送付部数の変更を指示することができる。

(方法書について公告する事項)

第8条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

(5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(6)・(7) [略]

(方法書の縦覧)

第9条 条例第7条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して2以上の場所を定めるものとする。

(1)～(4) [略]

2 事業者は、方法書の縦覧場所に、当該方法書について条例第8条の規定により環境の保全の見地からの意見を述べることができる旨、当該意見を記載する意見書の様式、意見書の提出先及び方法書についての問い合わせ先を明示するものとする。

村の長ごとに5部とする。ただし、知事又は管轄市町村の長は必要と認めるときは、送付部数の変更を指示することができる。

(方法書について公告する事項)

第8条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

(5) 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間

(6)・(7) [略]

(方法書等の縦覧)

第9条 条例第7条の規定により方法書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して2以上の場所を定めるものとする。

(1)～(4) [略]

2 事業者は、方法書等の縦覧場所に、当該方法書について条例第8条第1項の規定により環境の保全の見地からの意見を述べる旨、当該意見を記載する意見書の様式、意見書の提出先及び方法書についての問い合わせ先を明示するものとする。

(方法書等の公表)

第9条の2 条例第7条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 事業者のウェブサイトへの掲載

(2) 宮崎県のウェブサイトへの掲載

(3) 管轄市町村の協力を得て、管轄市町村のウェブサイトに掲載すること。

(方法書説明会の開催)

第9条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第9条の4 第7条の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業実施区域

(4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

(5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第9条の5 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明

## (準備書の送付)

第14条 条例第14条の規定により準備書及びこれを要約した書類を送付するときは、環境影響評価準備書等送付書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 準備書及びこれを要約した書類の送付部数は、知事に対するものにあつては25部、関係市町村長に対するものにあつては関係市町村長ごとに5部とする。ただし、知事又は関係市町村長は必要と認めるときは、送付部数の変更を指示することができる。

## (準備書の縦覧)

第17条 第9条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第9条中「方法書」とあるのは「準備書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

## (説明会の開催)

第18条 事業者は、条例第16条第1項の規定により開催する説明会の日時及び場所を定めるに当たっては、関係地域の規模及び実情、関係地域住民の利便等について配慮するものとする。この場合において、事業者は、必要があると認めるときは、関係地域をいくつかの地域に区分して当該区分された地域ごとに説明会を開催するものとする。

## (説明会の開催の公告等)

第19条 第7条の規定は、条例第16条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第7条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

2 事業者は、条例第16条第2項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、知事及び関係市町村長に対し、説明会の開催の日時、場所、会場の収容人数等を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、説明会開催通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

4 条例第16条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

## (説明会の開催結果の報告)

第20条 事業者は、説明会を開催したときは、速やかにその結果を説明会開催結果報告書（別記様式第6号）により知事及び関係市町村長に報告するものとする。

## (責めに帰することができない事由)

第21条 条例第16条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

らかであること。

## (準備書等の送付)

第14条 条例第14条の規定による準備書等の送付は、環境影響評価準備書等送付書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 準備書等の送付部数は、知事に対するものにあつては25部、関係市町村長に対するものにあつては関係市町村長ごとに5部とする。ただし、知事又は関係市町村長は必要と認めるときは、送付部数の変更を指示することができる。

## (準備書等の縦覧)

第17条 第9条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第9条中「方法書等」とあるのは「準備書等」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(準備書等の公表)

第17条の2 第9条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書等」とあるのは「準備書等」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

## (準備書説明会の開催)

第18条 第9条の3の規定は、条例第16条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第9条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

## (準備書説明会の開催の公告)

第19条 第7条の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第7条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

2 第9条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第9条の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第20条 削除

(責めに帰することができない事由)

第21条 第9条の5の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事

(1) 自然現象その他の不測の事態により説明会の開催が著しく困難であること。

(2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることにより説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか説明会の開催が著しく困難であること。

(準備書の記載事項の周知)

第22条 条例第16条第4項後段の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、当該要約書を求めに応じて提供すること。

(2) 準備書の概要を公告すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第 7 条第 1 項の規定は、前項第 2 号の規定による公告について準用する。この場合において、「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

3 事業者は、第 1 項の規定により準備書の記載事項の周知に努めた場合には、速やかに説明会代替措置報告書（別記様式第 7 号）を知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

(評価書の送付)

第36条 [略]

2 [略]

(評価書について公告する事項)

第38条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 評価書等を縦覧に供する場所、期間及び時間

(評価書の縦覧)

第39条 第 9 条第 1 項の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「方法書」とあるのは「評価書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

第 4 節 対象事業の内容の修正等

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の読替え)

第48条 条例第34条の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第 5 条から第30条まで（条例第 5 条第 2 項、第13条第 2 項並びに第25条第 1 項第 3 号及び第 2 項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
第 7 条、第 8 条 第 1 項、第 9 条 及び第10条第 1 項	[略]

由について準用する。この場合において、第 9 条の 5 中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第22条 削除

(評価書等の送付)

第36条 [略]

2 [略]

(評価書について公告する事項)

第38条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書等の縦覧)

第39条 第 9 条第 1 項の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「方法書等」とあるのは「評価書等」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(評価書等の公表)

第39条の 2 第 9 条の 2 の規定は、条例第23条の規定による公表について準用する。この場合において、第 9 条の 2 中「方法書等」とあるのは「評価書等」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

第 4 節 対象事業の内容の修正等

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の読替え)

第48条 条例第34条の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第 5 条から第30条まで（条例第 5 条第 2 項、第13条第 2 項並びに第25条第 1 項第 3 号及び第 2 項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
第 7 条、第 7 条 の 2 第 1 項から 第 4 項まで、第 8 条第 1 項、第 9 条及び第10条	[略]

第11条	[略]		
第12条、第13条 第1項、第14条	事業者 対象事業	都市計画決定権者 都市計画対象事業	
第15条、第16条 第1項から第4 項まで、第17条 第1項、第18条 、第19条第2項 、第20条第1項 及び第3項並び に第21条第1項	[略]		
[略]			
(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)		(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)	
第50条	第48条の規定により読み替えて適用される条例第23条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第48条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第27条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。	第50条	第48条の規定により読み替えて適用される条例第23条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第48条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第26条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。
2	[略]	2	[略]
(事業者の行う環境影響評価との調整)		(事業者の行う環境影響評価との調整)	
第51条	事業者が条例第5条の規定により方法書を作成してから条例第7条の規定による公告が行われるまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者(事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画対象事業についての条例第34条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。	第51条	事業者が条例第5条の規定により方法書を作成してから条例第7条の規定による公告が行われるまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者(事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画対象事業についての条例第34条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書等を都市計画決定権者に送付しなければならない。
2	[略]	2	[略]
3	事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第34条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。	3	事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書及びこれを要約した書類(以下この項において「当該準備書等」という。)を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第34条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書等の送付を受けたときから適用する。
4	[略]	4	[略]
5	事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第23条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第3章第3節及び第4節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第34条の規定は、適用しない。この場合において	5	事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第23条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第3章第3節及び第4節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第34条の規定は、適用しない。この場合において

、事業者は、条例第23条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替え)

第52条 条例第34条の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条から第44条まで(第4条第6項、第13条第9項並びに第41条第3項第4号及び第4項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第8条第4号	条例第6条	第48条の規定により読み替えて適用される条例第6条
[略]		
第9条	[略]	
[略]		
第17条	[略]	
第18条	事業者	都市計画決定権者
	[略]	
第19条第1項	[略]	

、事業者は、条例第23条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書等を送付しなければならない。

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替え)

第52条 条例第34条の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条から第44条まで(第4条第6項、第13条第9項並びに第41条第3項第4号及び第4項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第8条第4号	対象事業	都市計画対象事業
[略]		
第9条	[略]	
第9条の2	条例第7条	第48条の規定により読み替えて適用される条例第7条
	事業者	都市計画決定権者
第9条の3	条例第7条の2第1項	第48条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第9条の4第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第7条の2第2項	第48条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第9条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第9条の4第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第9条の4第2項第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第9条の4第2項第4号	対象事業	都市計画対象事業
第9条の5各号列記以外の部分	条例第7条の2第4項	第48条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
	事業者	都市計画決定権者
第9条の5第2号	事業者	都市計画決定権者
[略]		
第17条及び第17条の2	[略]	
第18条	[略]	
第19条	[略]	

第19条第2項	事業者	都市計画決定権者			
第19条第4項各号列記以外の部分	条例第16条第2項	第48条の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項			
第19条第4項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称			
第19条第4項第2号	対象事業	都市計画対象事業			
第19条第4項第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域			
第20条	事業者	都市計画決定権者			
第21条各号列記以外の部分	条例第16条第4項	第48条の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項		第21条	条例第16条第2項
	[略]				第48条の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第21条第2号	事業者	都市計画決定権者			[略]
第22条第1項	条例第16条第4項後段	第48条の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項後段			
第22条第3項	事業者	都市計画決定権者			
	[略]				
第38条第3号	[略]				
	[略]				
				第38条第3号	[略]
				第39条及び第39条の2	条例第23条
					第48条の規定により読み替えて適用される条例第23条
				[略]	
(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の読替え)			(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の読替え)		
第54条 条例第37条第2項の規定により条例第3章第2節から第5節まで（条例第13条第1項第4号及び第2項並びに第25条第1項第3号及び第2項を除く。）、第26条、第32条及び第33条の規定を港湾環境影響評価その他の手続について準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第54条 条例第37条第2項の規定により条例第3章第2節から第5節まで（条例第13条第1項第4号及び第2項並びに第25条第1項第3号及び第2項を除く。）、第26条、第32条及び第33条の規定を港湾環境影響評価その他の手続について準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
[略]			[略]		
第16条第1項から第4項まで、第17条第1項、第18条、第19条第2項並びに第20条第1項及び第3項	[略]		第16条、第17条第1項、第18条、第19条第2項並びに第20条第1項及び第3項	[略]	
[略]			[略]		
(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替え)			(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替え)		
第55条 第13条から第47条（第13条第7項第6号及び第9項、第40条第2項、第41条第3項第4号及び第4項、第42条第3項、第43条第2項、第44条、第45条並びに第47条第1項第4号を除く。）までの規定は、条例第37条第2項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第55条 第13条から第47条（第13条第7項第6号及び第9項、第40条第2項、第41条第3項第4号及び第4項、第42条第3項、第43条第2項、第44条、第45条並びに第47条第1項第4号を除く。）までの規定は、条例第37条第2項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		

[略]		
第17条	[略]	
第18条	事業者	港湾管理者
	[略]	
第19条第1項	[略]	
第19条第2項	事業者	港湾管理者
	条例第16条第2項	条例第37条第2項において準用する条例第16条第2項
第19条第4項	条例第16条第2項	条例第37条第2項において準用する条例第16条第2項
第19条第4項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第19条第4項第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第19条第4項第3号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第20条	事業者	港湾管理者
第21条	条例第16条第4項	条例第37条第2項において準用する条例第16条第4項
	[略]	
第22条第1項	条例第16条第4項後段	条例第37条第2項において準用する条例第16条第4項後段
第22条第3項	事業者	港湾管理者
[略]		
第39条	[略]	
[略]		

別表第1（第3条関係）

事業の種類	事業の要件
[略]	
4 条例別表4の項に掲げる事業の種類	(1) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項の陸上飛行場及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上飛行場（以下「飛行場」という。）及びその施設の設置の事業（長さが1,250メートル以上である滑走路を設けるものに限る。）
[略]	

[略]		
第17条及び第17条の2	[略]	
第18条	[略]	
第19条	[略]	
第21条	条例第16条第2項	条例第37条第2項において準用する条例第16条第2項
[略]		
第39条及び第39条の2	[略]	
[略]		

別表第1（第3条関係）

事業の種類	事業の要件
[略]	
4 条例別表4の項に掲げる事業の種類	(1) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項の陸上空港等及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上飛行場（以下「飛行場」という。）及びその施設の設置の事業（長さが1,250メートル以上である滑走路を設けるものに限る。）
[略]	

5 条例別表 5 の 項に掲げる事業 の種類	(1)～(6) [略]
[略]	

別表第 2 (第34条関係)

事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない 修正の要件
[略]		
12 [略]		
13～22 [略]		

別表第 3 (第42条関係)

事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない 変更の要件
[略]		
12 [略]		
13～22 [略]		

別記

様式第 1 号 (第 6 条関係)

環境影響評価方法書送付書
[略]
次の対象事業について、別添のとおり環境影響評価方法書 を作成したので、宮崎県環境影響評価条例第 6 条の規定により送付します。
[略]
[略]

様式第 2 号 (第 7 条、第 15 条、第 19 条、第 22 条、第 37 条、第 41 条、  
第 43 条、第 44 条関係)

[略]
次のとおり
[略]
<input type="checkbox"/> 環境影響評価準備書を作成した旨 <input type="checkbox"/> 説明会を開催する旨 <input type="checkbox"/> 環境影響評価準備書の概要 <input type="checkbox"/> 環境影響評価評価書を作成した旨
[略]

5 条例別表 5 の 項に掲げる事業 の種類	(1)～(6) [略]
	(7) 出力が 5,000キロワット以上であ る風力発電所の設置の工事の事業
	(8) 出力が 5,000キロワット以上であ る発電設備の新設を伴う風力発電所の 変更の工事の事業
[略]	

別表第 2 (第34条関係)

事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない 修正の要件
[略]		
12 [略]		
13 別表第 1 の 5 の項の (7)又は(8) に該当する対象事 業	発電所の出力 対象事業実施区 域の位置	発電所の出力が10パーセン ト以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域 から 300メートル以上離れ た区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。
14～23 [略]		

別表第 3 (第42条関係)

事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない 変更の要件
[略]		
12 [略]		
13 別表第 1 の 5 の項の (7)又は(8) に該当する対象事 業	発電所の出力 対象事業実施区 域の位置 発電設備の位置	発電所の出力が10パーセン ト以上増加しないこと。 変更前の対象事業実施区域 から 300メートル以上離れ た区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 発電設備の位置が 100メー トル以上移動しないこと。
14～23 [略]		

別記

様式第 1 号 (第 6 条関係)

環境影響評価方法書等送付書
[略]
次の対象事業について、別添のとおり環境影響評価方法書 及びこれを要約した書類を作成したので、宮崎県環境影響評 価条例第 6 条の規定により送付します。
[略]
[略]

様式第 2 号 (第 7 条、第 9 条の 4、第 15 条、第 19 条、第 37 条、第 41  
条、第 43 条、第 44 条関係)

[略]
次のとおり
[略]
<input type="checkbox"/> 方法書説明会を開催する旨 <input type="checkbox"/> 環境影響評価準備書を作成した旨 <input type="checkbox"/> 準備書説明会を開催する旨 <input type="checkbox"/> 環境影響評価書を作成した旨
[略]

[略]	[略]
[略]	[略]

別記様式第 5 号から別記様式第 7 号までを次のように改める。

様式第 5 号から様式第 7 号まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の宮崎県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の 5 の項の(7)及び(8)の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に電気事業法（昭和39年法律第 170号）第47条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可の申請又は同法第48条第 1 項の規定による届出がなされたもの（施行日以降その内容を変更せず、又は第42条第 1 項に規定する軽微な変更を行い実施されるものに限る。）には適用しない。

3 改正後の規則第 9 条の 2、第17条の 2 及び第39条の 2 の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る宮崎県環境影響評価条例（平成 12年宮崎県条例第12号）第 5 条第 1 項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、同条例第13条第 1 項に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）又は同条例第21条第 2 項に規定する環境影響評価書について適用する。

4 改正後の規則第 9 条の 3（改正後の規則第18条により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

告 示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 463号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 5 条関係）		別表第 1（第 5 条関係）	
部及び室	班	部及び室	班
総合対策部	総括班  連絡調整班 情報通信班  支援班 渉外班 現地災害対策本部対応班	総合対策部	総括班 救助対応班 情報・連絡調整班 災害医療・保健班 被災者支援班 社会基盤対策班 復旧・復興対策班 災害対策本部支援班  現地対策班
[略]		[略]	
別表第 2（第 5 条関係）		別表第 2（第 5 条関係）	
[略]	[略]	[略]	[略]
総括班長		総括班長	消防保安課課長補佐
連絡調整班長	消防保安課課長補佐	救助対応班長	危機管理課主幹又は副主幹
情報通信班長	消防保安課主幹又は副主幹	情報・連絡調整班長	福祉保健課主幹又は副主幹
		災害医療・保健班長	危機管理課主幹又は副主幹
		被災者支援班長	管理課主幹又は副主幹
		社会基盤対策班長	危機管理課課長補佐
		復旧・復興対策班長	総務課課長補佐
支援班長	危機管理課主幹又は副主幹	災害対策本部支援班長	
渉外班長	秘書広報課課長補佐		
現地災害対策本部対応班長	危機管理課主幹又は副主幹	現地対策班長	総務部次長
[略]		[略]	

別表第 3 (第 7 条関係)

## 宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
総合対策部	総括班	1 総合対策部の総合調整に関すること。 2 災害対策の総合調整に関すること。 3 災害対策本部要員の確保に関すること。 4 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 5 [略]
	連絡調整班	1 災害情報の収集及び分析に関すること。 2 被害情報の収集及び分析に関すること。 3～5 [略] 6 各部署対策室との連絡に関すること。 7 応急対策の連携及び調整に関すること。 8 防災関係機関との情報交換、連絡及び連携に関すること。 9 ライフライン機関との情報交換及び連絡に関すること。 10 ライフラインの復旧等の連携に関すること。
	情報通信班	1 災害情報の記録に関すること。 2 被害情報の記録及び集計に関する

別表第 3 (第 7 条関係)

## 宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
総合対策部	総括班	1 災害対策の企画及び総合対策部の総合調整に関すること。 2 緊急対応案件及び災害対策本部長等指示事項への対応に関すること。 3 自衛隊の災害派遣要請を含む広域的な支援に係る派遣の要請に関すること。 4 [略] 5 後方支援拠点の運用調整に関すること。 6 災害対策情報の分析に関すること。 7 災害関連情報(気象、地震、津波、噴火等の情報をいう。)の分析に関すること。 8 各部署対策室との連携調整に関すること。 9 災害報道に関すること。 10 災害広報に関すること。 11 災害写真等の収集整理に関すること。 12 被害者相談総合窓口に関すること。 13 被害状況等の問合せに関すること。 14 県議会への報告等に関すること。
	救助対応班	1 ヘリコプターの運用調整に関すること。 2 救助関係機関との連携及び調整に関すること。
	情報・連絡調整班	1 災害情報の収集及び取りまとめに関すること。 2 被害情報の収集及び取りまとめに関すること。 3～5 [略] 6 災害情報の記録に関すること。 7 被害情報の記録及び集計に関すること。
	災害医療・保健班	1 救命関係機関との連携及び調整に関すること。 2 災害時医療対応方針の企画及び調

	<p>こと。</p> <p>3 災害対策の記録に関する<u>こと。</u></p> <p>4 災害情報、被害情報及び災害対策に係る資料の整理及び保管に関する<u>こと。</u></p> <p>5 情報通信網の確立に関する<u>こと。</u></p> <p>6 現地等機器通信の確立に関する<u>こと。</u></p> <p>7 非常無線通信に関する<u>こと。</u></p>				<p>整に関する<u>こと。</u></p> <p>3 傷病者等の搬送に関する<u>こと。</u></p> <p>4 傷病者の収容、医療関係資材の確保等医療活動の支援に関する<u>こと。</u></p> <p>5 避難所等における保健衛生及び防疫対策に関する<u>こと。</u></p> <p>6 遺体対応に関する<u>こと。</u></p>
			被災者支援班	<p>1 避難所の情報収集に関する<u>こと。</u></p> <p>2 避難所運営の支援に関する<u>こと。</u></p> <p>3 要配慮者対策に関する<u>こと。</u></p> <p>4 物資の調達及び供給に関する<u>こと。</u></p> <p>○</p> <p>5 物資の提供又は搬送に係る関係機関との連携及び調整に関する<u>こと。</u></p> <p>6 物資の集積場所の確保及び搬送に関する<u>こと。</u></p> <p>7 災害ボランティアの情報収集に関する<u>こと。</u></p> <p>8 県社会福祉協議会との連携に関する<u>こと。</u></p> <p>9 学校及び教育関連対策に関する<u>こと。</u></p>	
			社会基盤対策班	<p>1 道路、河川、港湾等の社会インフラに関する<u>こと。</u></p> <p>2 農林水産業関連施設に関する<u>こと。</u></p> <p>○</p> <p>3 電気、水道、ガス等のライフラインの復旧等に関する<u>こと。</u></p> <p>4 情報及び通信関係インフラに関する<u>こと。</u></p> <p>5 危険物、有害物質、劇薬等による2次災害対策に関する<u>こと。</u></p> <p>6 がれき、廃棄物等の処理に関する<u>こと。</u></p>	
			復旧・復興対策班	<p>1 生活再建に向けた諸施策に関する<u>こと。</u></p> <p>2 応急仮設住宅等に関する<u>こと。</u></p> <p>3 その他復旧及び復興に関する<u>こと。</u></p> <p>○</p>	
	支援班	<p>1 [略]</p> <p>2 災害対策用人員及び装備、救済資材及び物資等の輸送及び調整に関する<u>こと。</u></p> <p>3 各種広域応援協定の運用に関する<u>こと。</u></p> <p>4 協定外支援（災害ボランティアを含む。）に関する<u>こと。</u></p> <p>5 本部、本部会議及び総合対策部の庶務に関する<u>こと。</u></p> <p>6・7 [略]</p>	災害対策本部支援班	<p>1 災害対策本部の設営に関する<u>こと。</u></p> <p>○</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部運営の諸業務に関する<u>こと。</u></p> <p>4 緊急車両通行証の発行に関する<u>こと。</u></p> <p>5 財務会計及び出納処理に関する<u>こと。</u></p> <p>6・7 [略]</p>	

		8 [略]			8 国現地対策本部等支援要員の宿舎確保に関すること。 9 災害対策に必要な通信の確保に関すること。 10 電気設備及び機械設備の保全に関すること。 11 本庁BCP推進会議事務局との連携及び調整に関すること。 12 [略]
	渉外班	1 災害広報に関すること（県庁ホームページを含む。）。 2 災害写真等の収集整理に関すること。 3 被害者相談総合窓口に関すること。 4 被害状況等の問い合わせに関すること。 5 防災関係機関からの派遣者の対応に関すること。 6 県議会への報告及び連絡に関すること。			
	現地災害対策本部対応班	1 災害現地対策及び調査に関すること。		現地対策班	1 災害現地対策及び調整に関すること。
総合政策対策室	[略]			総合政策対策室	[略]
	秘書広報班	1～3 [略] 4 総合対策部渉外班の支援に関すること			秘書広報班 1～3 [略] 4 総合対策部総括班の支援に関すること
	[略]				[略]
	[略]				[略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 464号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社向日葵	北諸県郡三股町樺山5097番地 2	デイサービスあさがお	北諸県郡三股町樺山1877番地26	平成26年 7 月20日
合同会社ワンライフサポート	都城市上水流町1182番地 8	リハビリデイサービス暮らシャキッ	都城市上水流町1182番地 8	平成26年 7 月 7 日

一般社団法人テラス	北諸県郡三股町樺山3472番地11	ヘルパーステーションはらっぱ	北諸県郡三股町樺山3472番地11	平成26年 7 月 1 日
株式会社ふくじゅ	小林市堤2413番地 5	デイサービスふくじゅ	小林市堤2413番地 5	平成25年 11月18日

宮崎県告示第 465号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ア メックスエ ステート	宮崎市江平 東町10番地 6	アメックス 居宅介護支 援事業所	小林市野尻 町三ヶ野山 3272番地2	平成26年 7月1日
株式会社児 玉	児湯郡新富 町上富田38 05番地	居宅介護支 援事業所 優	児湯郡新富 町富田3丁 目6番地3 児玉医院2 階	平成26年 7月1日
株式会社博 愛	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋 763番地 1	居宅介護支 援事業所 ほおのき	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋 763番地 1	平成26年 5月1日

宮崎県告示第 466号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人日章福祉 会	宮崎市丸島 町2番36号	日章野菊の 里ヘルパー センター	小林市細野 2778番地1	平成26年 8月21日

宮崎県告示第 467号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
小谷幸生	西都市中央 町2丁目6 番地	図師医院	西都市中央 町2丁目6 番地	平成26年 7月16日
社会福祉法 人延岡市社 会福祉協議 会	延岡市三ツ 瀬町1丁目 12番地4	北川町社会 福祉協議会 指定訪問介 護事業所	東臼杵郡北 川町大字川 内名7226- 4	平成19年 3月30日

宮崎県告示第 468号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4571701038	ヘルパーステーションはらっぱ	宮崎県北諸県郡三股町樺山3472番地11	一般社団法人テラス	宮崎県北諸県郡三股町樺山3472番地11	平成26年7月1日	訪問介護
4510211842	宮永病院	宮崎県都城市松元町15街区10号	医療法人魁成会	宮崎県都城市松元町15-10	平成26年7月1日	通所リハビリテーション
4570203358	リハビリデイサービス暮らシャキッ	宮崎県都城市上水流町1182番地8	合同会社ワンライフサポート	宮崎県都城市上水流町1182番地8	平成26年7月7日	通所介護
4570302291	デイサービスはーとふるかわまち	宮崎県延岡市古川町57-1	有限会社はーと介護	宮崎県延岡市古川町50番地5	平成26年7月8日	通所介護
4570601189	通所介護セビア調	宮崎県日向市都町9番12号	株式会社ファーストカラー	宮崎県日向市都町9番12号	平成26年7月8日	通所介護
4571701046	デイサービスあさがお	宮崎県北諸県郡三股町樺山1877番地	有限会社向日葵	宮崎県北諸県郡三股町樺山5097番地	平成26年7月20日	通所介護

26

2

## 宮崎県告示第 469号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203341	結居宅介護支援事業所	宮崎県都城市高崎町大牟田1999番地22	株式会社結	宮崎県都城市高崎町大牟田1244番地10	平成26年7月1日	居宅介護支援
4572001487	居宅介護支援事業所 優	宮崎県児湯郡新富町富田三丁目6番地3 児玉医院2階	株式会社児玉	宮崎県児湯郡新富町上富田3805番地	平成26年7月1日	居宅介護支援
4570700460	J A はまゆう串間指定居宅介護支援事業所	宮崎県串間市東町7番地7	はまゆう農業協同組合	宮崎県日南市吾田東2-5-15	平成26年7月22日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第 470号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事務所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571701038	ヘルパーステーションはらっぱ	宮崎県北諸県郡三股町樺山3472番地11	一般社団法人テラス	宮崎県北諸県郡三股町樺山3472番地11	平成26年7月1日	介護予防訪問介護
4570302200	株式会社サン・ルーム デイサービス南方	宮崎県延岡市松山町1221-33	株式会社サン・ルーム	宮崎県延岡市平田町2347番地	平成26年7月1日	介護予防通所介護
4510211842	宮永病院	宮崎県都城市松元町15街区10号	医療法人魁成会	宮崎県都城市松元町15-10	平成26年7月1日	介護予防通所リハビリテーション
4570203358	リハビリデイサービス暮らシャキッ	宮崎県都城市上水流町1182番地8	合同会社ワンライフサポート	宮崎県都城市上水流町1182番地8	平成26年7月7日	介護予防通所介護
4570302291	デイサービスはーとふるかわまち	宮崎県延岡市古川町57-1	有限会社はーと介護	宮崎県延岡市古川町50番地5	平成26年7月8日	介護予防通所介護
4570601189	通所介護セピア調	宮崎県日向市都町9番12号	株式会社ファーストカラー	宮崎県日向市都町9番12号	平成26年7月8日	介護予防通所介護
4571701046	デイサービスあさがお	宮崎県北諸県郡三股町樺山1877番地26	有限会社向日葵	宮崎県北諸県郡三股町樺山5097番地2	平成26年7月20日	介護予防通所介護

平成26年8月28日

## 宮崎県告示第 471号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570302077	デイサービスあく た中央店	宮崎県延岡市船倉 町2丁目2番地2	合同会社太陽	宮崎県日向市都町 9番12号	平成26年7月31日	通所介護
4510311469	医療法人博生会山 本医院	宮崎県延岡市平原 町1丁目271番2	医療法人博生会	宮崎県延岡市平原 町2-1416-2	平成26年7月31日	短期入所療養介 護

宮崎県告示第 472号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570302077	デイサービスあく た中央店	宮崎県延岡市船倉 町2丁目2番地2	合同会社太陽	宮崎県日向市都町 9番12号	平成26年7月31日	介護予防通所介 護
4510311469	医療法人博生会山 本医院	宮崎県延岡市平原 町1丁目271番2	医療法人博生会	宮崎県延岡市平原 町2-1416-2	平成26年7月31日	介護予防短期入 所療養介護

宮崎県告示第 473号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設		開 設 者		辞 退 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510311469	医療法人博生会山 本医院	宮崎県延岡市平原 町1丁目271番2	医療法人博生会	宮崎県延岡市平原 町2-1416-2	平成26年7月31日	介護療養型医療 施設

宮崎県告示第 474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
医療法人 友 愛会 野尻中 央病院	小林市	小林市野尻 町東麓1170 番地	小林市野尻 町東麓1176 番地	平成26年 9月1日

宮崎県告示第 475号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 湯之谷地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市高岡町小山田字横弓場1327地先道路敷
2	” ” ” ” 1299-1
3	” ” ” ” 1296
4	” ” ” ” 字山部迫1217
5	” ” ” ” 1214-1
6	” ” ” ” 1225-1
7	” ” ” ” 1224-3
8	” ” ” ” 字横弓場1324-3地先道路敷

宮崎県告示第 476号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
日之影町	長谷川川(1)	11-442-1-011	土 石 流
	徳富川(1)	11-442-1-012	土 石 流
	辻 川	11-442-1-027	土 石 流
	一の瀬谷川	11-442-1-028	土 石 流
	一の水川	11-442-2-038	土 石 流
	一の水川- 新①	11-442-2-038- -新①	土 石 流
	一の水川- 新②	11-442-2-038- -新②	土 石 流
	一の水川- 新③	11-442-2-038- -新③	土 石 流
	一の水川- 新④	11-442-2-038- -新④	土 石 流
	徳富川(2)	11-442-2-039	土 石 流
	徳富川(3)	11-442-2-040	土 石 流
	徳富川(4)	11-442-2-041	土 石 流
	徳富-1	I-1-1908	急傾斜地の崩壊
	松の木(2)	I-1-1925	急傾斜地の崩壊

上 小 原	I-1-1927	急傾斜地の崩壊
大 菅 (1)	I-1-1939	急傾斜地の崩壊
大 菅 (2)	I-1-1940	急傾斜地の崩壊
大 菅 下	I-1-1941	急傾斜地の崩壊
大菅下-新 ①	I-1-1941-新①	急傾斜地の崩壊
松ノ木-4	I-1-3773	急傾斜地の崩壊
一の水-3	I-1-3774	急傾斜地の崩壊
徳 富	II-1-1909	急傾斜地の崩壊
引 地	II-1-1913	急傾斜地の崩壊
一の水(2)	II-1-1914	急傾斜地の崩壊
一の水-新 ①	II-1-1914-新①	急傾斜地の崩壊
一の水-新 ②	II-1-1914-新②	急傾斜地の崩壊
一の水-新 ③	II-1-1914-新③	急傾斜地の崩壊
松の木-1	II-1-8227	急傾斜地の崩壊
徳富-2	II-1-8233	急傾斜地の崩壊
徳富-3	II-1-8234	急傾斜地の崩壊
東山-1	II-1-8235	急傾斜地の崩壊
東山-2	II-1-8236	急傾斜地の崩壊
東山-2- 新①	II-1-8236-新①	急傾斜地の崩壊
箱石-1	II-1-8237	急傾斜地の崩壊
箱石-1- 新①	II-1-8237-新①	急傾斜地の崩壊
箱石-1- 新②	II-1-8237-新②	急傾斜地の崩壊
箱石-2	II-1-8238	急傾斜地の崩壊

一の水-1	II-1-8239	急傾斜地の崩壊
一の水-1 -新①	II-1-8239-新①	急傾斜地の崩壊
一の水-1 -新②	II-1-8239-新②	急傾斜地の崩壊
一の水-1 -新③	II-1-8239-新③	急傾斜地の崩壊
一の水-2	II-1-8240	急傾斜地の崩壊
一の水-2 -新①	II-1-8240-新①	急傾斜地の崩壊
塩井-1	II-1-8241	急傾斜地の崩壊
塩井-1- 新①	II-1-8241-新①	急傾斜地の崩壊
塩井-2	II-1-8242	急傾斜地の崩壊
飯干-2	II-1-8248	急傾斜地の崩壊
飯干-3	II-1-8249	急傾斜地の崩壊
大 菅 (3)	II-1-8268	急傾斜地の崩壊
大菅(3)-新 ①	II-1-8268-新①	急傾斜地の崩壊
大菅(3)-新 ②	II-1-8268-新②	急傾斜地の崩壊
上小原川	11-442-2-024	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備えおいて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 477号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年8月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 ( 溪 流 ) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	一の瀬谷川	11-442-1-028	土 石 流
	一の水川- 新②	11-442-2-038- 新②	土 石 流
	一の水川- 新③	11-442-2-038- 新③	土 石 流
	徳富川(3)	11-442-2-040	土 石 流
	徳富川(4)	11-442-2-041	土 石 流
	徳富-1	I-1-1908	急傾斜地の崩壊
	松の木(2)	I-1-1925	急傾斜地の崩壊
	上小原	I-1-1927	急傾斜地の崩壊
	大菅(1)	I-1-1939	急傾斜地の崩壊
	大菅(2)	I-1-1940	急傾斜地の崩壊
	大菅下	I-1-1941	急傾斜地の崩壊
	大菅下-新 ①	I-1-1941-新①	急傾斜地の崩壊
	一の水-3	I-1-3774	急傾斜地の崩壊
	徳 富	II-1-1909	急傾斜地の崩壊
	引 地	II-1-1913	急傾斜地の崩壊
	一 の 水 (2)	II-1-1914	急傾斜地の崩壊
	一の水-新 ①	II-1-1914-新①	急傾斜地の崩壊
	一の水-新 ②	II-1-1914-新②	急傾斜地の崩壊
	一の水-新 ③	II-1-1914-新③	急傾斜地の崩壊
	松の木-1	II-1-8227	急傾斜地の崩壊
徳富-2	II-1-8233	急傾斜地の崩壊	
徳富-3	II-1-8234	急傾斜地の崩壊	

東山 - 1	II - 1 - 8235	急傾斜地の崩壊
東山 - 2	II - 1 - 8236	急傾斜地の崩壊
東山 - 2 - 新①	II - 1 - 8236 - 新①	急傾斜地の崩壊
箱石 - 1	II - 1 - 8237	急傾斜地の崩壊
箱石 - 1 - 新①	II - 1 - 8237 - 新①	急傾斜地の崩壊
箱石 - 1 - 新②	II - 1 - 8237 - 新②	急傾斜地の崩壊
箱石 - 2	II - 1 - 8238	急傾斜地の崩壊
一の水 - 1	II - 1 - 8239	急傾斜地の崩壊
一の水 - 1 - 新①	II - 1 - 8239 - 新①	急傾斜地の崩壊
一の水 - 1 - 新②	II - 1 - 8239 - 新②	急傾斜地の崩壊
一の水 - 1 - 新③	II - 1 - 8239 - 新③	急傾斜地の崩壊
一の水 - 2	II - 1 - 8240	急傾斜地の崩壊
一の水 - 2 - 新①	II - 1 - 8240 - 新①	急傾斜地の崩壊
塩井 - 1	II - 1 - 8241	急傾斜地の崩壊
塩井 - 1 - 新①	II - 1 - 8241 - 新①	急傾斜地の崩壊
塩井 - 2	II - 1 - 8242	急傾斜地の崩壊
飯干 - 2	II - 1 - 8248	急傾斜地の崩壊
飯干 - 3	II - 1 - 8249	急傾斜地の崩壊
大 菅 (3)	II - 1 - 8268	急傾斜地の崩壊
大菅(3)-新①	II - 1 - 8268 - 新①	急傾斜地の崩壊
大菅(3)-新②	II - 1 - 8268 - 新②	急傾斜地の崩壊
上小原川	11 - 442 - 2 - 024	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備えておいて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 478号**

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要(メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(西臼杵) 26 - 1	株式会社 工藤興業 代表取締役 役工藤勝利	西臼杵郡高千穂町 大字三田井87 - 9 の一部、87 - 31、 88 - 14、88 - 11の 一部、88 - 17、88 - 18、87 - 11の一 部、90 - 5 の一部 、88 - 12の一部、 87 - 24の一部	6.00	36.90	平成26 年 8 月 8 日
			4.00	43.50	

**宮崎県告示第 479号**

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要(メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林) 26 - 2	有限会社 川上建設 代表取締役 役川上勝男	小林市細野字佃 8 07 - 10、 809 - 1 、水路の一部	6.02 ~6. 10	87.83	平成26 年 8 月 6 日

**宮崎県告示第 480号**

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要(メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林) 26 - 3	有限会社 宇都不動産商事代 表取締役 宇都求	小林市細野字内田 2851番 4	6.02	50.41	平成26 年 8 月 7 日

宮崎県告示第 481号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 26-4	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市真方字坂元 982番 4	6.01	35.55	平成26 年 8 月 14日
			4.48	7.59	
			~4. 51	6.42	
			4.51		

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類  
200 ℓ 券 4 枚
- 2 用途  
農業等
- 3 記号及び番号  
200 ℓ 券 H 5304080~H 5304083
- 4 有効期間  
平成26年 3 月 5 日から平成27年 3 月 4 日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称  
児湯農業協同組合 新富給油所
- 6 紛失年月日  
平成26年 8 月15日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグコスモス宮崎空港店  
宮崎市大字赤江字飛江田 145番 1、146番 1 及び 157番
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 5 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成26年 3 月26日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 8 月28日から平成26年 9 月29日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグコスモス加納店  
宮崎市清武町加納 1 丁目15番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 5 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成26年 4 月28日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 8 月28日から平成26年 9 月29日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー佐土原店  
宮崎市佐土原町下田島9091番 外38筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 2 項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更  
平成26年 4 月30日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 8 月28日から平成26年 9 月29日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、

当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グランド錦町  
宮崎市錦町38番1 外1筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更  
平成26年 4 月30日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成26年 8 月28日から平成26年 9 月29日まで

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年 8 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名  
トナーカートリッジ等の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 6 月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社システム開発 代表取締役 原野茂盛  
宮崎市大橋3丁目101番地1号
- 5 落札金額  
45,638,316円(消費税込み。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年 5 月15日

#### 病院局公告

#### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年 8 月28日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
パノラマX線・歯科撮影装置 一式
- 2 随意契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町5番30号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 8 月7日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
九州メディカルサービス(株)宮崎営業所 宮崎市大坪西2丁目1番39号
- 5 随意契約にかかる契約金額  
29,484,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年 6 月26日
- 7 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当するため。

#### 内水面漁場管理委員会指示

##### 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 135号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成26年 8 月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝  
(定義)

- 1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類(あゆを含む。)の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である柵とにより構成されるものをいう。  
(漁場及び統数制限)
- 2 内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業(以下「あゆやな漁業」という。)を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で各1統とする。  
ア 延岡市大貫町 大貫地先  
イ 延岡市岡元町 岡元地先  
ウ 延岡市北方町 川水流地先  
(行使内容の事前届出)
- 3 漁業権者は、操業開始日の1か月前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)に届出なければならない。  
(操業期間)
- 4 あゆやな漁業の操業期間は、平成26年10月1日から平成26年12月10日までの間の延べ60日以内とする。  
(採捕管理義務)
- 5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を定期的に確認し、10日ごとに採捕実績及び確認状況を委員会に報告するとともに、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめ、委員会に報告しなければならない。  
(増殖義務)
- 6 漁業権者は、別途指示する第5種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。  
なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから10グラムとする。
- 7 漁業権者は、平成27年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。  
(指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、平成26年8月28日から平成27年6月30日までとする。